

## 戦没者などのご遺族のみなさんへ 第10回特別弔慰金の請求手続きについて

戦後70周年にあたり、戦没者などの遺族に対し、国として改めて弔意の意を表すため、戦没者などの遺族に特別弔慰金（第10回特別弔慰金）が支給されることとなりました。

健康福祉課生活支援係 ☎(25) 11181

### 支給対象 戦没者などの死亡

当時の遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受けるかたがない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に特別弔慰金が支給されます。

1. 基準日までに戦傷病者戦没者等援護法による弔慰金の受給権を取得したかた
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 右記1～3以外の遺族で戦没者などの死亡当時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族（甥、姪など）

支給内容 額面25万円、5年

特別弔慰金請求受付日程表

受付日	受付時間	地区名	受付窓口
8月 3日 (月)	9:00～15:00	神島	神島連絡所
8月 4日 (火)	9:00～16:00	菅島	菅島老人憩いの家
8月 5日 (水) 6日 (木)	9:00～15:30	答志	答志連絡所
8月 7日 (金)	13:30～16:00	坂手	坂手老人憩いの家
8月10日 (月)	9:00～15:00	桃取	桃取コミュニティセンター
8月17日 (月) 18日 (火)	9:00～16:00	相差・国崎・畔蛸・千賀・堅子	鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設
8月19日 (水)	9:00～16:00	船津・幸丘・若杉・岩倉	岩倉老人憩いの家
8月20日 (木)		河内・松尾・白木	
8月24日 (月) 25日 (火)	9:00～16:00	本浦・今浦・石鏡	本浦公民館
8月31日 (月)	9:00～16:30	鳥羽一～五丁目	市民文化会館・ 第3小会議室
9月 1日 (火)		屋内・池上・小浜	
9月 2日 (水)		堅神・大明東・大明西・高丘・安楽島	

償還の記名国債  
請求期間 平成30年4月2日  
まで（請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、注意してください）

請求受付窓口 対象者が多いため、日程表のとおり行います。ご協力をお願いします。それ以外の日は、健康福祉課生活支援係で受け付けます。お越しになる場合は、できる限り事前に連絡してください。

※第8回、第9回特別弔慰金受給者で、市内にお住まいの対象者と思われるかたには、順次案内文書を送付します。※手続きには時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 終戦当時、引揚者のかたがたから 預かった通貨・証券などを 返還しています

名古屋税関では、終戦後に外地から引き揚げてこられたかたがたが税関などに預けた通貨や証券などを返していますが、今なお引き取り手がなく、保管されたままになっているものが多い数あります。

返還請求や問い合わせは本人はもとより家族のかたでも構いません。心当たりのかたは、気軽に問い合わせてください。

返還している通貨・証券など

- 海外からの引揚者が携行されてきた通貨・証券などのうち、連合国司令官の指令に基づき、国内への持ち込みが禁止された一定額以上のものの上陸地の税関または海運局に預けられたもの
- 帰国前に引揚者のかたがたがあらかじめ在外公館や日本人自治会などに預けられた通貨・証券などのうち、その後日本に返還されたもの

通貨 旧日本銀行券、旧日本軍軍票など

証券など 支那事変割引国庫債券券、大東亜戦争割引国庫債券券など

問合せ先 名古屋税関四日市税関支署津出張所

〒514-0033 津市丸之内26-8津合同庁舎4階  
☎059-22512030  
財務省名古屋税関監視部監視  
通関部門  
〒455-8535 名古屋  
市港区入船2丁目3番12号  
☎052-654-4060

受付時間 午前9時～午後5時（土曜・日曜日、祝日を除く）

